

2021年3月5日  
No.2020-026

# 国際比較で見た所得格差の状況

## —アメリカの特殊性と日本の課題—

調査部 理事／主席研究員 牧田 健

### 《要 点》

- ◆ アメリカでは所得格差が著しく拡大しているが、所得格差拡大を促す金融緩和やグローバル化・デジタル化はすべての先進国に共通しており、アメリカ以外の先進国でも、程度の差こそあれ、所得格差は拡大している。
- ◆ もっとも、アメリカは他の先進国と異なる特性がある。第1に、富裕層向けの最高税率を筆頭に所得税率が低い。第2に、相続税も低く、格差の固定化を招いている。第3に、低所得者層に対する財政支援措置が乏しい。第4に、最低賃金が低い。第5に、労働組合組織率が低く、賃上げ圧力が弱い。第6に、教育費・医療費が著しく高く、子供への「貧困の連鎖」、格差の固定化を招いている。こうした特殊性に鑑みれば、他の先進国においては、アメリカにみられるような社会の「分断」を招くほどの所得格差拡大は見込みにくい。
- ◆ わが国においても、アメリカでみられる事態の二の舞を懸念する必要はない。もっとも、わが国では、平等意識が根強いほか、高齢化に伴い所得格差が拡大しやすい社会・経済構造になっていくことから、格差拡大を招きかねない事象に対しては、早めに対処していく必要がある。
- ◆ 第1に、最低賃金は低水準で放置されている。低賃金層の増加による国内消費の低迷、デフインフレ長期化を回避するためにも、最低賃金を毎年経済合理的なペースで引き上げていく必要がある。第2に、低賃金層の割合が大きい。内訳をみると、24歳までの若年世帯、「ひとり親と未婚の子のみ」世帯で著しく大きく、高等教育の充実、子供の教育機会確保に向けた公的扶助の拡充等の措置が必要だろう。
- ◆ 一方、わが国のジニ係数は、2000年以降ほぼ横ばいで推移している。この一因には、高所得者層の減少が指摘できる。すなわち、所得が1,000万円超の世帯比率も大幅に低下しているほか、上位20%の所得層の所得水準も大幅に低下している。
- ◆ これらは、わが国がもはや豊かな国ではなくなっていることを意味しており、実際、

世帯当たり所得、一人当たり賃金いずれも 1990 年代半ば以降減少している。この結果、わが国の購買力平価ベースでみた平均賃金は、もはや先進国グループから脱落しそうな水準まで低下している。低賃金の常態化、人口減少を受け、持続的な内需拡大は事実上困難になり始めており、こうした状況が続けば、早晩外国人労働者の獲得も困難になるとみられる。

- ◆ わが国が何より注力すべきは、賃上げ等を通じて所得水準を高め、成長力を取り戻していくことである。わが国で低賃金が常態化した背景には、わが国経済を取り巻く逆風に対し、企業が人件費削減で対応しようとしたことにあり、その結果、潜在成長率や国際競争力も低下した可能性が高い。
- ◆ 賃金の引き上げには、それに見合うよう労働生産性を高めていく必要がある。ICT資本装備率の高い国ほど賃金上昇率も高いという傾向を踏まえると、デジタル関連投資を推進し、その有効活用に向けた人材育成、組織変革を行っていかねばならない。また、比較的高賃金の情報通信業や専門サービス業に対する需要を掘り起こしていく必要もある。さらに、今後需要拡大が見込まれる介護関連業種の賃金引き上げも不可欠だろう。
- ◆ 人口の長期減少局面に入っているわが国は、グローバル化・デジタル化に背を向けることはできない状況にある。全体の地盤沈下を食い止めるために、規制緩和などをこれまで以上に推進すると同時に、これまでのビジネスの在り方をよりデジタルを活用したものに变革していく必要がある。

日本総研『Viewpoint』は、各種時論について研究員独自の見解を示したものです。

本件に関するご照会は、調査部・牧田健宛にお願いいたします。

Tel: 080-3179-1907

Mail: makita.takeshi@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>



本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

## 1. 所得格差は先進国でどこまで広がるか

アメリカで社会の「分断」が深刻化している。この「分断」の一因である所得格差の拡大は、新自由主義の蔓延、それを受けた金融緩和、グローバル化・デジタル化の進展等が背景にある<sup>1</sup>。これらは何もアメリカに限った話ではなく、世界の先進国に共通している。したがって、アメリカのような社会の「分断」は、わが国はじめすべての先進国に共通の懸念である。

そこで以下では、主要先進国の格差の現状を把握し、アメリカとそれ以外の先進国の制度や経済構造などを比較したうえで、アメリカのような「分断」が生じるかについて検討する。そのうえで、わが国を巡る状況を整理し、成長と格差をどう両立していくかについて考察していく。

## 2. 先進国の所得格差の現状

### (1) 税制・公的扶助の違い

所得格差の拡大は、アメリカだけの話ではない。アメリカ以外の主要先進6カ国および格差が小さいとされている北欧諸国においても、程度の差こそあれ、所得格差が拡大している。所得の不平等さを測る代表的な指標であるジニ係数は、アメリカが突出して高いものの、すべての国で1980年代とくらべて高くなっている(図表1)。

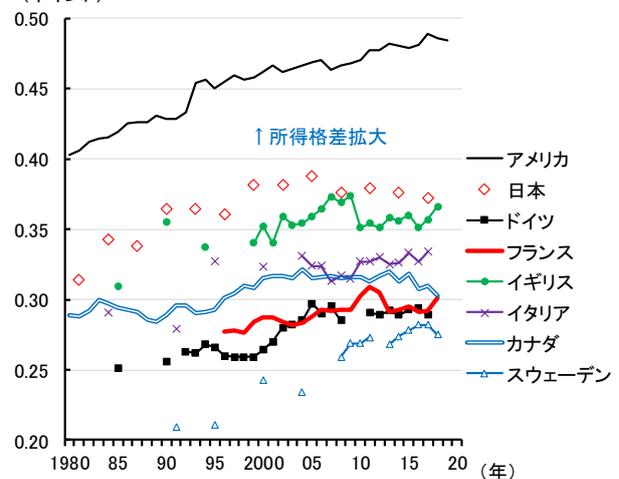
アメリカで所得格差の拡大を招いている前述の要因のうち、新自由主義がどこまで定着しているのかについては国によって差があるものの、金融緩和やグローバル化・デジタル化はすべての先進国に共通しており、格差拡大は避けられないといえる。したがって、現状所得格差の拡大ペースが緩やかにとどまっている国においても、今後の政策対応次第では、所得格差が一段と拡大し、アメリカ社会のような「分断」が生じるリスクは否定できない。

そこで、アメリカとそれ以外の先進国の比較によって、アメリカで著しく格差が拡大している背景について確認し、その他の先進国における所得格差の拡大余地について検討していく。

まず、税制・公的扶助においてアメリカは他の先進国と異なる特性がある。

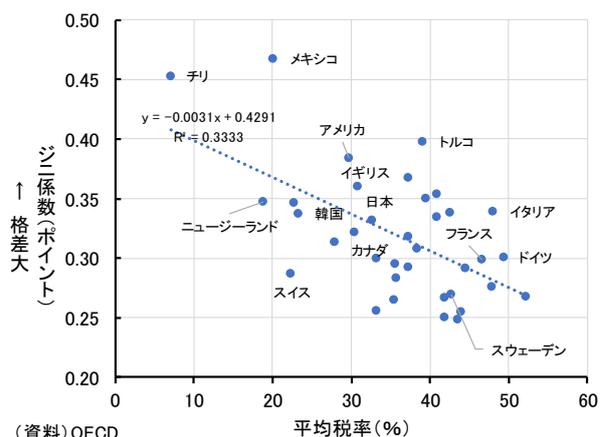
第1に、アメリカは所得税率が低い。OECD

(ポイント) (図表1) G7+スウェーデンのジニ係数



(資料) OECD, U.S. Census Bureau, 厚生労働省「所得再分配調査」

(図表2) OECD加盟国の平均税率とジニ係数



(資料) OECD

(注1) ジニ係数は2015年。ただし、オーストラリア、メキシコは2016年、ニュージーランドは2014年。いずれも所得再分配後。

(注2) 平均税率は単身世帯(子供なし)の税率。所得税、社会保障負担(雇用主、雇業者負担)の合算。

<sup>1</sup> 拙稿「アメリカの所得格差～バイデン政権下での「分断」解消は困難」リサーチフォーカス  
<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=38249>

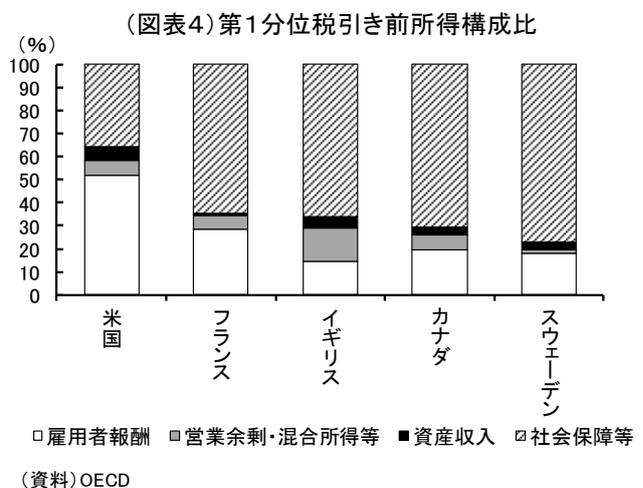
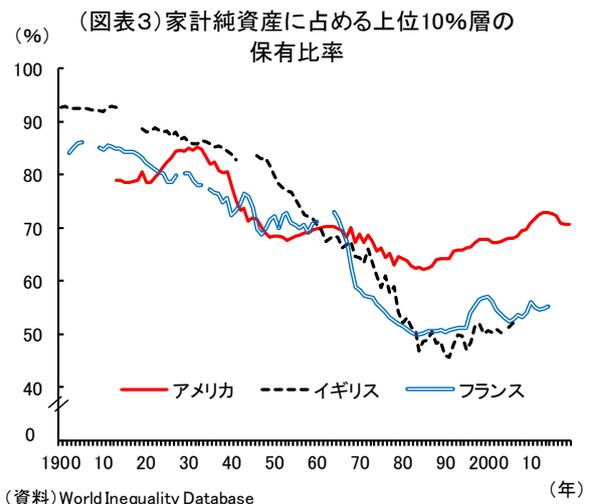
D加盟国の平均税率（単身世帯、子供なし、所得税と社会保障負担の合算）とジニ係数（所得再分配後）の関係をみると、税率の低い国でジニ係数が高い、すなわち所得格差が大きい傾向が看取される（前頁図表2）。アメリカの平均税率は30%弱と、統計が確認できるOECD加盟36カ国のなかでは下から8番目に位置する。平均税率の低さには、とりわけ富裕層向けの最高税率の低さが大きく影響しており、最高税率は、日本、イギリス、ドイツ、フランスが45%であるのに対し、アメリカは37%と一段低くなっている。

高い所得税率は一般に、①所得増加・能力開発へのインセンティブを低下させる、②租税回避行動を増長させる、等経済、税収にマイナスの影響を及ぼす面がある一方、富裕層からの税金徴収とそれを原資とした低所得者層への公的扶助拡充等を通じて、所得再分配機能が強化される筋合いである。比較的所得税率の高い欧州諸国は、経済に対する負の側面をある程度甘受してでも、所得再分配機能を発揮させることで社会の安定を図っているといえる。アメリカでの所得格差拡大は、両者のバランスにおいて、経済優先に傾斜しすぎていることが原因とみることができる。

第2に、アメリカでは相続税も著しく低く、格差の固定化を招いている。相続税に当たる遺産税は、基礎控除が1,000万ドルと大きく、遺産税を支払う人は富裕層のごく一部でしかない。一方で、そうした富裕層は、各種の租税回避措置を行っており、相続税を通じた資産格差縮小効果は乏しい。結果として、家計資産に占める上位10%の高所得者層の保有比率は、アメリカでは70%超と、50%前後にとどまるイギリス、フランスを大幅に上回っている（図表3）。資産が生み出す利益率を示す資本収益率（ $r$ ）が経済成長率を示す自然利子率（ $g$ ）を恒常的に上回る状態（ $r > g$ ）が定着するなかで<sup>2</sup>、一部の富裕層とそれ以外の層との所得格差は一段と拡大していくことになる。

これに対し、欧州諸国では、富裕層の資産保有比率が1980年以降比較的安定的に推移しており、現行の相続税をはじめとする資産課税が格差拡大の抑止に機能しているとみることができる。

第3に、税率の低さの裏返しという側面があるものの、アメリカでは低所得者層に対する財政支援措置が乏しい。主要先進国の第1分位（所得水準下位20%）の家計所得（税・社会保障負担控除前、現物給付を含む）の内訳をみると、他の先進国では現物給付を含めた社会保障等の割合が70%前後に達するのに対し、アメリカでは、30%強と圧倒的に小さい（図表4）。



<sup>2</sup> トマ・ピケティ[2013]

自己責任の原則が徹底しているアメリカでは、生活保護などの財政支援は就労インセンティブを低下させる、といった考え方が定着している。こうしたなか、低賃金業種への就労を余儀なくされている一部米国民は生活に困窮している。

以上のように、①所得税率の低さ、とりわけ富裕層向けの最高税率の低さ、②相続税における基礎控除の大きさ、③脆弱な低所得者向け公的扶助制度、の点でアメリカでは所得格差が拡大しやすい税制・公的扶助制度となっている。他の先進国においては、現行の制度を大きく見直さない限り、アメリカのような所得格差の著しい拡大、それに伴う「社会の分断」は生じにくいと判断される。

## (2) 税制面以外の制度・慣習の違い

アメリカでは、税制・公的扶助の面以外でも、他国と大きく異なる特性がある。

まず、**最低賃金の低さ**である。アメリカの連邦最低賃金は7ドル25セント(足元の為替レートで780円程度)とわが国都道府県別の最低賃金792円よりも低い。平均賃金と最低賃金の関係をみると、平均値(mean)との比較で見れば0.22倍、中央値(median)との比較では0.32倍と、各0.4倍前後、0.5倍前後にある主要OECD加盟国のなかで突出して低い(図表5)。

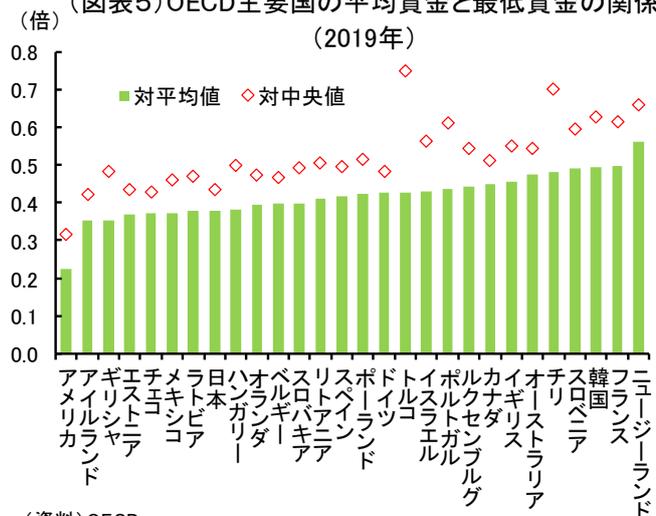
この結果、フルタイム労働者における低賃金労働者(賃金が中央値対比2/3未満)の比率は2018年で24%と主要国で一番高くなっている(図表6)。

最低賃金の引き上げは、人件費の増加を通じて中小企業を中心に企業業績を圧迫するため、むしろ雇用の削減につながりうる。一方で、平均賃金が緩やかに上昇していくなかで、最低賃金を極端に低いままに放置していれば、労働搾取と受け取られてもおかしくない。アメリカでの所得格差拡大に、後者の側面があることは否めない。

バイデン大統領は、大統領選挙戦において最低賃金を15ドルまで引き上げることを公約として掲げてきた。これを受け、米民主党は「2021年賃上げ法案」にて、最低賃金を今年9ドル50セント、2025年までに15ドルへ段階的に引き上げていく方針を示している。しかしながら、上院で議席が拮抗するなか、同法案の成立には紆余曲折が予想される。仮に成立しても平均賃金の上昇等を踏まえると、引き続きOECD平均よりも低い水準にとどまるとみられ、賃金格差の是正には相当程度の時間がかかると予想される。

第2に、労働組合組織率の低さも、賃上げ圧

(図表5) OECD主要国の平均賃金と最低賃金の関係 (2019年)

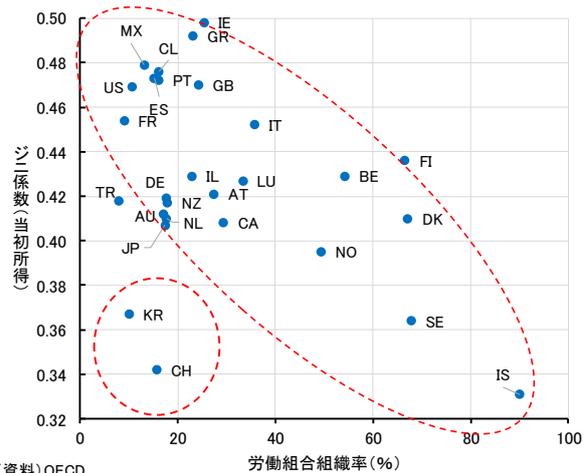


力の弱まりを通じて格差拡大を招いている可能性が高い。主要OECD加盟国における労働組合組織率とジニ係数（再分配前の当初所得）の関係をみると、韓国、スイスを除いて、労働組合組織率が高いほどジニ係数が低い傾向が看取される（図表7）。アメリカの労働組合組織率は2018年で10.1%と主要国ではフランス<sup>3</sup>（8.8%）に次ぐ低さとなっており、再分配前の所得において格差が広がりやすい状況にある。

労働組合は、その要求が行き過ぎれば、コスト増加等により生産性を低下させる要因になりうるが、労働者と経営者サイドの力関係を勘案すれば、賃上げ交渉や労働環境整備等の面で労働者を支える機能を依然として担っている。非正規雇用やフリーランスなど雇用形態の多様化が進むなか、これまでのような形の労働組合が必要なのかについては議論の余地があるものの、少なくとも、人件費抑制に傾きがちな経営者サイドに対し一定の抑止力となる労働者代表の存在は必要だろう。

第3に、アメリカでは、教育費・医療費が著しく高いという問題がある。主要国における所得階層別消費水準をみると、アメリカにおける上位20%の所得層（第5分位）と下位20%の所得層（第1分位）の消費水準格差は全体で8.0倍と、2～3倍台の範囲にとどまる欧州先進国対比突出して大きい（図表8）。このうち、教育支出は56.9倍、保健医療支出は82.8倍まで差が広がっている。

（図表7）労働組合組織率とジニ係数（2015年）



（資料）OECD  
 （注1）歴史的な経緯から労働組合組織率が低い旧共産圏国は除く。  
 （注2）アイルランド、メキシコ、アメリカはサーベイデータ。  
 （注3）労働組合組織率のオーストラリア、ギリシャは2013年、イスラエルは2012年。  
 （注4）ジニ係数のオーストラリア、メキシコは2016年、ニュージーランドは2014年。

（図表8）主要国の所得階層別消費水準（2015年）

（倍）

	第5分位／第1分位					第5分位／第3分位				
	アメリカ	フランス	イギリス	カナダ	スウェーデン	アメリカ	フランス	イギリス	カナダ	スウェーデン
最終消費支出	8.0	3.2	2.3	2.5	2.4	2.9	1.7	1.7	1.7	1.6
食品・非アルコール飲料	1.9	2.2	1.5	1.6	1.8	1.2	1.4	1.3	1.2	1.3
アルコール・タバコ	2.9	1.8	1.6	2.0	1.7	1.4	1.2	1.3	1.4	1.3
被服及び履物	7.9	2.5	2.3	2.3	2.8	2.7	1.8	1.6	1.7	1.6
住居、水道、電気、ガス	3.4	3.4	1.4	2.2	1.8	1.5	1.7	1.3	1.6	1.2
家具・家事用品	11.7	5.0	3.4	3.2	3.7	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8
保健医療	82.8	3.0	3.4	2.2	2.0	9.6	1.5	2.2	1.5	1.4
交通	10.9	3.8	3.4	2.8	3.5	3.6	1.8	2.0	1.5	1.6
通信	1.7	1.5	1.7	1.6	1.7	1.1	1.2	1.3	1.3	1.0
教養娯楽	10.8	3.8	3.6	3.1	2.7	3.3	1.9	2.0	1.7	1.9
教育	56.9	2.5	3.1	1.2	0.8	9.3	2.1	5.9	1.8	0.7
外食・宿泊	8.3	5.4	3.2	3.8	4.4	2.5	2.5	2.3	2.1	2.4
その他	5.4	3.6	2.8	3.6	3.1	2.0	1.7	1.9	2.2	1.8
可処分所得	8.2	4.6	4.2	6.9	7.3	3.3	2.3	2.3	2.3	2.2

（資料）OECD  
 （注）薄黄はアメリカ以外の4カ国の1.5倍以上、濃黄は同3倍以上。

<sup>3</sup> 独立行政法人労働政策研究・研修機構によると、フランスでは、労働組合は「組合員の代表」という位置づけではない。労働法により、「代表的労働組合」のみが労働協約や集団協定に署名する能力を有しているとされ、その要件が厳しく定められている。一方で、「代表的労働組合」が署名した協約については、拡張適用制度があり、協約適用率は他国に比べ著しく高くなっている。また、従業員50人以上の企業には、企業内での企業委員会の設置が義務付けられている。

富裕層と中間層（第3分位）との比較でみても、全体の消費水準格差は2.9倍にまで縮小するが、教育支出は9.3倍、保健医療支出は9.6倍と、他の先進国対比突出して格差が大きい。

これは、アメリカでは、充実した教育や高度な医療を受けられるのが上位富裕層に限られていることを示唆している。低所得者層では、十分な教育や医療にアクセスできないことで、子供への「貧困の連鎖」や平均寿命の短縮化・就労の困難化などの事態が生じており、両分野における「自己責任原則」の徹底は、教育機会の喪失・健康不安等を通じて、最終的には格差の固定化につながっていると推察される。これに対し、欧州諸国では、教育、医療両分野に対し一定の公的助成を行っており、両分野に対する消費水準の格差は、可処分所得の差よりも小さくなっている。貧困の連鎖を防ぎ、所得格差の一段の拡大を防ぐうえで、教育・医療分野での公的助成は必要不可欠といえる。

以上のように、アメリカでは、税制・公的扶助のみならず、それ以外の経済・社会構造も「自己責任の原則」が色濃く、これが所得格差の拡大を助長している。こうしたアメリカの特殊性に鑑みれば、他の先進国においては、現行の税制や社会システムを大きく変えない限り、アメリカのような「分断」が社会問題化するほどの所得格差拡大に至る可能性は小さいといえるだろう。

### 3. 日本の格差問題

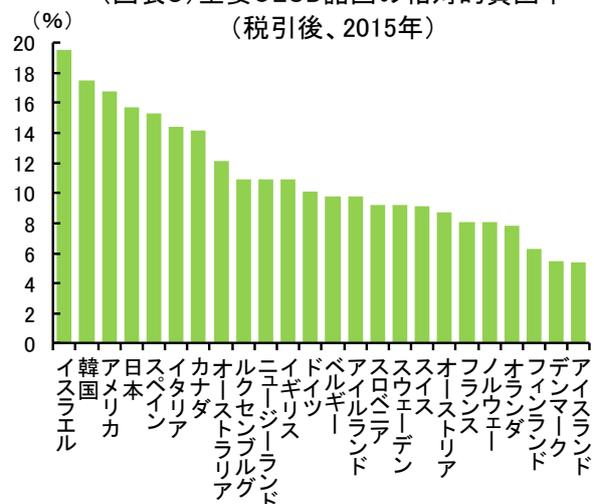
#### (1) 所得格差拡大の萌芽

わが国においても、現行の所得税制や相続税をはじめとする資産課税であれば、所得格差拡大が極端に拡大する可能性は低い。また、アメリカのように資産からの収入も大きくなく、資産保有に大きな偏りもないことから、アメリカの二の舞を懸念する必要はないといえるだろう。

しかしながら、所得格差に対する寛容度は、国によって異なる。わが国のように平等意識の強い国では、アメリカほどの所得格差がみられなくても、社会的な混乱は生じうる。そもそも、高齢化が進むわが国は、今後所得格差が拡大しやすい社会・経済構造になっていく。すなわち、年功序列でなくても、これまで蓄積されてきた能力・経験が賃金に大きく反映されてくる中高年齢層のウエイトが社会全体のなかで高まっていくことから、所得格差は自ずと拡大していく。また、介護などの低賃金業種への雇用シフトも進んでいく。したがって、所得格差拡大を招きかねない事象に対しては、早めに対処していかなければならない。

まず、アメリカほどではないにせよ、**最低賃金は低い水準で放置**されている。対平均値で0.38、対中央値で0.44とOECD加盟国のなかでは、チェコ、ギリシャ、メキシコなど所得水準の低い国のレベルにとどまっており、高所得国のなかではアメリカ、アイルランドに次いで低い（前掲図表5）。アメリカのように、高額消費を行う超富裕層も限られるなか、このまま最低賃金が低水準で放置されれば、国内消費の低迷を招きかねない。賃金の伸びの低さがサービス価格を中心にわが国のディスインフレの一因になっていることも踏まえると、最低賃金を毎年経済合理的なペースで引き上げていかなければ

(図表9) 主要OECD諸国の相対的貧困率  
(税引後、2015年)



(資料) OECD  
(注1) OECD加盟国のうち、一人当たりGDPが25,000ドル以上の国。  
(注2) オーストラリアは2016年、ニュージーランドは2014年。

ば、デysinフレからの脱却や持続的な経済成長も覚束ない。

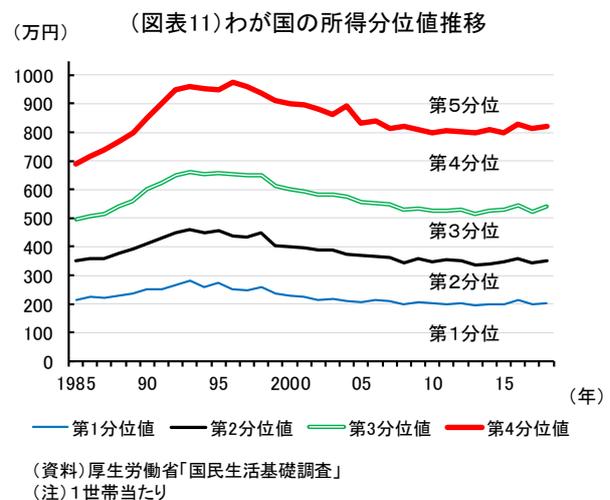
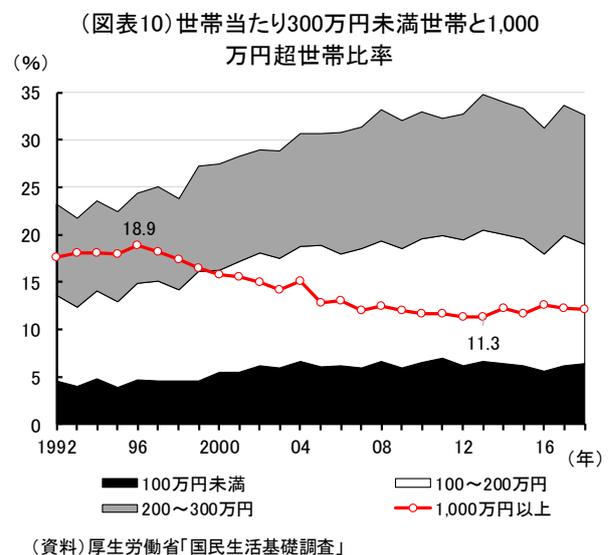
第2に、**低賃金層の割合が大きい**。全世帯のなかで所得中央値の世帯に対して半分以下の所得しかない世帯の割合を示す相対的貧困率は、15.7%（2015年）とOECD加盟国のなかではイスラエル、韓国、アメリカに次いで高い（前頁図表9）。わが国の相対的貧困率の内訳をみると、年齢別では、24歳までの若年世帯、70歳以上の女性高齢世帯、世帯構造別では、「単独世帯」、「ひとり親と未婚の子のみ」で著しく高くなっている<sup>4</sup>。この背景には、①親元を離れる若年層の非正規をはじめとした低賃金での就職、②ひとり親に対する扶助不足、③夫と離別・死別後の低年金、等があるとみられる。①はもちろんのこと、②ではその子供の貧困化も指摘されるなど、放置すれば「貧困の固定化」を招きかねないだけに、高等教育の充実、子供の教育機会確保に向けた公的扶助の拡充等の措置が必要だろう。

## （2）日本の最大の問題は所得格差拡大ではなく全体の地盤沈下

一方、低水準の最低賃金、低賃金層の割合増加のもとでも、所得格差が目に見えて拡大しているわけではない。厚生労働省の「再分配調査」によると、1980年代以降上昇していた再分配所得のジニ係数は、2000年以降ほぼ横ばいで推移している（前掲図表1）。当初所得のジニ係数が上昇傾向を辿っていることを踏まえると、所得税率は比較的低いものの、高率の社会保険料を通じた所得再分配がうまく機能しているとみることができる。

一方で、高所得者層が減少している点も見逃せない。厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、バブル崩壊により景気の落ち込みが深刻化した1990年代後半以降、労働派遣法の規制緩和と相まって、所得が300万円未満の世帯比率が大幅に上昇している一方、同1,000万円超の世帯比率も1995年の18.9%から足元では12%前後と大幅に低下している（図表10）。わが国では、アメリカのように一部の富裕層のみが突出して所得の増加を享受しているのではなく、いわゆる富裕層も所得を減らしているのが実情で、わが国の所得第4分位値（この水準を超えると上位20%に相当する第5分位に該当）も1996年の974万円をピークに、現在は800万円強の水準に低下している（図表11）。

低所得世帯数の比率上昇、富裕層世帯の比率

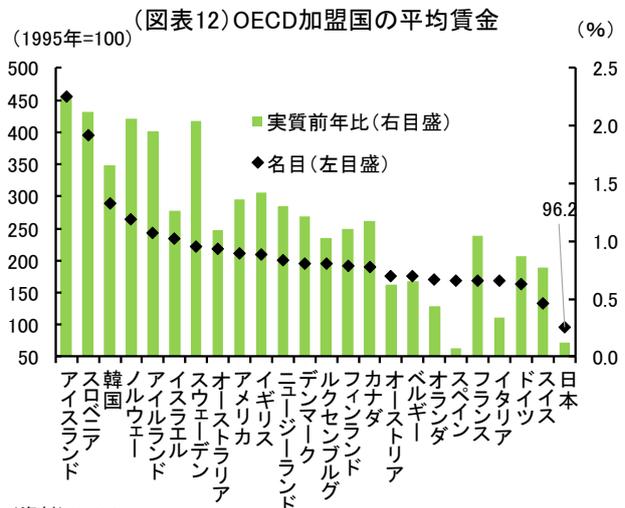


<sup>4</sup> 阿部[2018]

低下、所得分位値の低下には、高齢化をはじめとした人口動態が一部寄与しているものの<sup>5</sup>、基本的にはわが国全体が地盤沈下していることを意味している。実際、わが国の世帯当たり所得の中央値は、1990年代半ばの550万円前後から足元では400万円台前半に、平均値でも同じく660万円前後から550万円前後に減少している。高齢化要因を排除するため厚生労働省の毎月勤労統計をみても、現金給与総額は2010年代半ば以降下げ止まり、緩やかな増加傾向に転じているものの、依然1997年のピーク対比1割前後低い水準にとどまっている。

長期にわたって賃金が減少するのは極めて異例な事態であり、OECD加盟国のなかで1995年対比名目賃金が減少しているのは日本に限られる(図表12)。1998年以降のわが国でのデフレ進行を踏まえ実質ベースでも、平均上昇率は+0.1%とスペインに次いで低い。その結果、わが国の賃金はもはや先進国グループから脱落しそうな水準まで低下している。購買力平価ベースで見た平均賃金は、1995年こそOECD加盟国中13位と比較的上位に位置していたものの、その後は、北欧諸国やイギリス、アイルランド、フランス、さらにはイタリア、スペイン、韓国にも抜かれ、2019年には24位まで低下している(図表13)。実際のドルベースでは、韓国ウォンなどが購買力平価対比大幅な割安水準にあるため、20位まで順位が上がるものの、購買力平価ベースでは、わが国より下位のOECD加盟国は、ギリシャ、ポルトガル、バルト3国、中東欧(ポーランド、チェコ、ハンガリー)、メキシコ、チリ、トルコ、コロンビアしかなくなっているのが実状である。

低賃金が常態化し、かつ、人口が減少するもとでは、内需拡大は事実上困難になり始めている。当面は、低賃金・物価の安さを武器としたインバウンドや輸出の拡大には期待できるものの、現行の国際的に割安な賃金水準が続けば、早晚外国人労働者の獲得も困難になるとみられ、人手不足という供給制約により結局成長が抑制されることになるだろう。



(資料) OECD  
(注1) 名目は2019年値、実質前年比は1995~2019年の前年比平均。  
(注2) OECD加盟国のうち、一人当たりGDPが25,000ドル以上の国

(図表13) OECD加盟国の平均賃金順位

順位	購買力平価ベース		ドルベース	
	1995年	2019年	1995年	2019年
1	スイス	ルクセンブルグ	スイス	スイス
2	ルクセンブルグ	スイス	日本	アイスランド
3	オランダ	アメリカ	ルクセンブルグ	ルクセンブルグ
4	アメリカ	アイスランド	デンマーク	デンマーク
5	カナダ	ベルギー	オランダ	ノルウェー
6	ベルギー	オーストリア	ベルギー	アメリカ
7	アイスランド	デンマーク	ドイツ	オーストラリア
8	オーストラリア	カナダ	アイスランド	アイルランド
9	オーストリア	オランダ	オーストリア	オランダ
10	ドイツ	ノルウェー	ノルウェー	ベルギー
11	デンマーク	ドイツ	アメリカ	カナダ
12	ニュージーランド	オーストラリア	フランス	オーストリア
13	日本	アイルランド	フィンランド	フィンランド
14	アイルランド	イギリス	オーストラリア	ドイツ
15	フランス	フランス	イギリス	イギリス
16	ノルウェー	フィンランド	スウェーデン	スウェーデン
17	イギリス	スウェーデン	カナダ	イスラエル
18	イタリア	ニュージーランド	アイルランド	ニュージーランド
19	スペイン	韓国	イスラエル	フランス
20	韓国	スロベニア	ニュージーランド	日本
21	フィンランド	イタリア	スペイン	韓国
22	スウェーデン	イスラエル	イタリア	イタリア
23	イスラエル	スペイン	韓国	スペイン
24	スロベニア	日本	ギリシャ	スロベニア

(資料) OECD  
(注1) コロンビア、トルコは平均賃金データがないため除外。  
(注2) 購買力平価はPPP for private consumptionを使用。

<sup>5</sup> 現役世代よりも所得水準の低い年金生活者の比率が高まれば、必然的に低所得者層の比率は高まり、高所得者層の比率は低下する。

### (3) 賃金上昇に向けて

このように低賃金が続けば、わが国の成長が行き詰まるのは火をみるより明らかである。ひとり親に対する支援拡充など、著しく厳しい経済状況に追いやられている低所得者層に対する配慮は必要ではあるものの、わが国で最大の問題は所得格差の拡大ではなく、国民のほとんどがかつてより豊かでなくなっているという全体の地盤沈下であり、何より注力すべきは、賃上げ等を通じて所得水準を高め、成長力を取り戻していくことといえる。

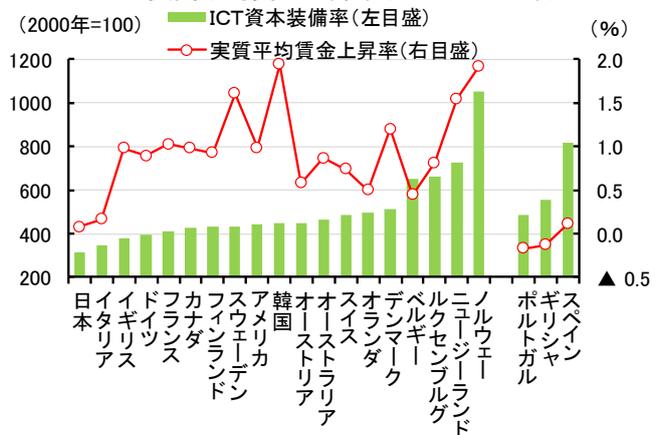
わが国で低賃金が常態化した背景の一つに、派遣法改正などの労働規制の緩和などがしばしば指摘される。確かに、派遣法改正を契機に非正規雇用が増えたのは間違いない。しかし、より本質的には、グローバル化の進展、NIEs諸国や中国をはじめとした新興国の技術力の向上、1990年代前半から2000年代にかけて頻繁に生じた実力以上の円高といったわが国経済を取り巻く逆風に対し、企業が人件費削減で対応しようとしたことにあり、派遣法改正がなければ厳しい解雇規制のもとで、企業倒産が大幅に増えていたと推察される。企業のこうした人件費削減という対応は、それとともに今後の成長の糧となるR&D投資や人的投資等も併せて削減されていることを踏まえると、むしろ潜在成長率や国際競争力の低下につながった可能性が高い。実際、2000年代以降技術革新や新規分野の開発が目に見えて停滞し、低成長・低賃金が常態化すると同時に、国際的な各種競争力ランキング調査で大幅に順位を落としている。

こうした全体の地盤沈下から抜け出すためには、将来を見据えたR&D投資や人的資本投資を着実にを行い、それを潜在成長率・国際競争力強化につなげることで、賃金を引き上げていくことが欠かせない。

賃金引き上げには労働生産性を高めていく必要があるが、今回のコロナ禍でわが国のデジタル投資の著しい遅れが表面化するなか、これを奇貨としてデジタル関連投資を推進することは、労働生産性向上ひいては賃金上昇に資する。実際、主要OECD加盟国における2019年におけるICT資本装備率(2000年=100)と実質賃金上昇率(2000年から2019年までの平均)の関係をみると、この間欧州債務危機に見舞われたポルトガル、ギリシャ、スペインこそ日本同様に低賃金を余儀なくされたものの、この3カ国を除くと、総じてICT資本装備率の高い国ほど実質平均賃金上昇率も高いという傾向が看取される(図表14)。わが国は、2000年以降、ICT関連投資が停滞したことから、他の主要国対比でみてICT資本装備率が低く、それが労働生産性、さらには実質賃金上昇率の伸び鈍化の一因となっている。

デジタル化の進展については、ヒトから機械・ソフトウェアへと雇用の代替を促すというマイナス面も指摘されているものの、先進国でいち早く人口減少に直面しているわが国においては、むしろデジタル化の進展は人材不足を補う切り札ともなりうる。今回のコロナ禍を契機に増勢が加速しているデジタル関連投資を労働生産性の向上につなげるべく、

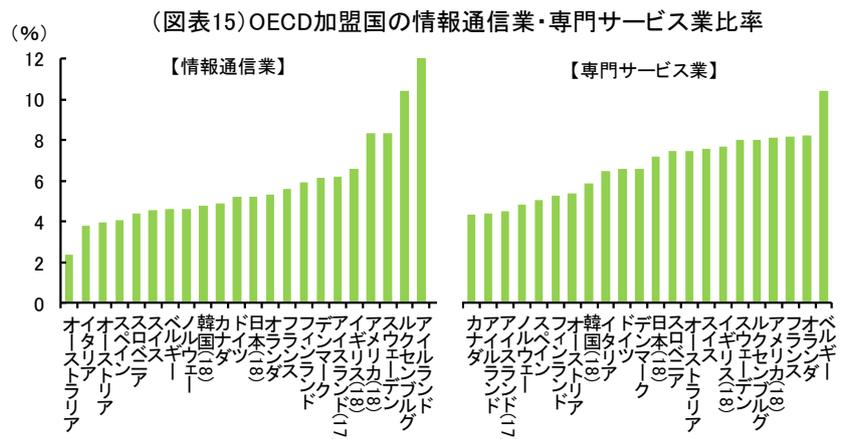
(図表14)主要OECD加盟国のICT資本装備率と実質平均賃金上昇率(2000~2019年)



(資料)OECDを基に日本総研作成  
 (注1)実質平均賃金上昇率は2000年から2019年まで。  
 (注2)ICT資本装備率は2019年値。ただし、デンマーク、日本、ルクセンブルグ、ニュージーランド、スペインは2018年まで、ギリシャ、ノルウェー、ポルトガルは2017年までの数字に直近3年平均の伸びで先延ばし。

デジタル化を有効に活用できる人材を育成し、利用者のリテラシーを高め、デジタル化が機能するように組織を変革していくことに注力していかなければならない。

また、需要サイドにおいても、比較的高賃金の情報通信業や専門サービス業に対するニーズを掘り起こしていく必要がある。わが国では、1人当たりGDPが25,000ドル以上の高所得OECD加盟国のなかで、両産業の比率はほぼ中位にあり、人口減少下にあっても、まだ成長余地が大きい(図表15)。さまざまな業務をヒトから機械やソフト



(資料)OECD  
(注1)原則2019年値。国名の後に( )がある国はその年の値。  
(注2)OECD加盟国のうち、1人当たりGDPが25,000ドル以上の国。

ウェア等で代替していけば、他社との差別化を図るうえで、技術革新が著しい情報通信を活用した新規ビジネスや専門性の高い分野へのニーズは高まるはずである。同分野で需要を喚起すると同時に、リカレント教育をはじめとした「学び直し」の機会増加・質的向上、財政支援を通じて低賃金業種からこれらの高賃金業種への労働移動を促していけば、マクロ全体でも平均賃金の上昇が可能になるだろう。

一方で、介護関連業種の賃金引き上げも不可欠だろう。わが国では、介護事業に対して国が大きく関与していることから、財政面での制約が強く、介護に対するニーズが著しく高まっているにもかかわらず、介護報酬および介護士給与は著しく低水準に抑制されている。これがむしろ介護分野での人手不足を招くといった悪循環に陥っている。介護報酬および介護士給与の引き上げは、財政負担増加、利用者の負担増加を招くことになるが、もう少し市場原理を取り入れ、低所得で介護を十分に受けられない層に対しては別途公的支援を行うといった手法も検討に値しよう。

アメリカの状況を見れば、所得格差を縮小させていくには、かつて成長のエンジンとなった株主優先、規制緩和といった新自由主義的な経済・社会運営を見直し、デジタル化やグローバル化に対して従来よりも慎重な姿勢をとることが有力な選択肢となる。しかし、人口の長期減少局面に入っているわが国は、グローバル化・デジタル化に背を向けることはできない状況にある。全体の地盤沈下を食い止めるために、規制緩和などをこれまで以上に推進すると同時に、これまでのビジネスの在り方をよりデジタルを活用したものに变革していく必要があるだろう。

以上

参考文献

- ・ Thomas Piketty [2013]. 『21世紀の資本』みすず書房(山形浩生、守岡桜、森本正史訳)
- ・ 阿部彩[2018]「相対的貧困率の長期的動向：1985-2015」科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(基盤研究(B))「「貧困学」のフロンティアを構築する研究」報告書